

(2) 本市の現状と課題及びまちづくりの方向性について

1 総合計画策定の背景 ～本市の現状と課題～

(1) 本市の特性

① 位置・地勢

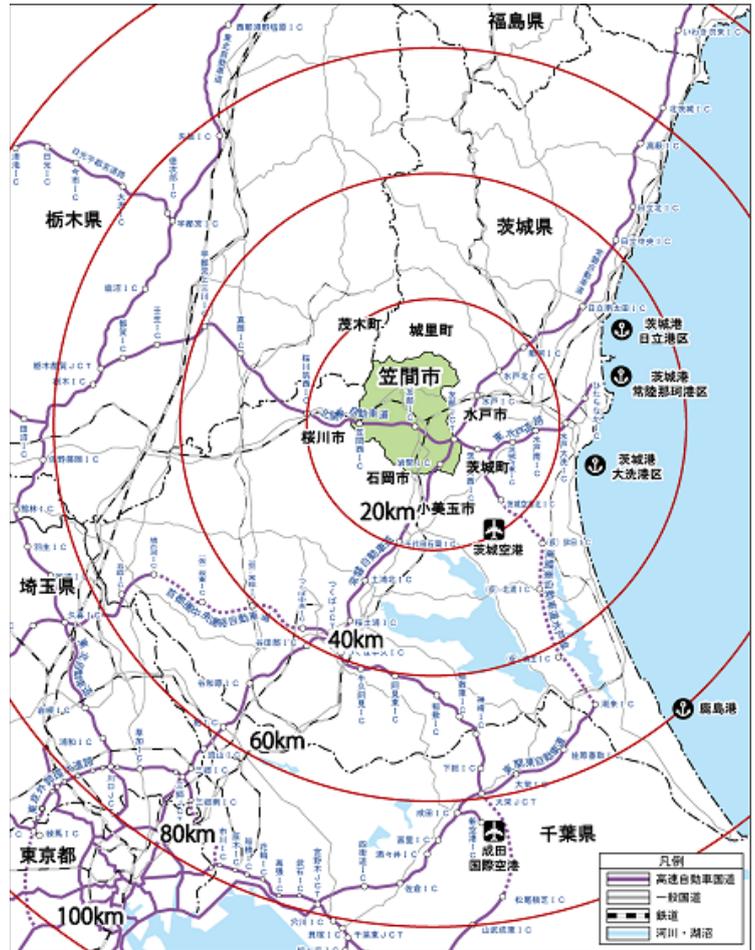
本市は、首都圏から約 100 km、茨城県のほぼ中央に位置し、東西約 19 km、南北約 20 km、総面積 240.40 km²の面積を有しており、北部は城里町、栃木県茂木町、西部は桜川市、東部は水戸市、茨城町、南部は石岡市、小美玉市に隣接しています。

地勢は、市の北西部は八溝山系から連なる山々、南西部は愛宕山を中心とする丘陵地帯など緑豊かな自然環境を有しており、東南部にかけて広がる、概ね平坦な台地に市街地や農業地域が形成されています。また、本地域の中央を涸沼川が北西部から東部に向け貫流し、肥沃な田畑が形成されています。

気候は、夏は気温も湿度も高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候となっています。

② 道路・交通

東西方向に北関東自動車道、南北方向に常磐自動車道が通り、市内には、スマートインターチェンジを含めて、4つのインターチェンジがあります。また、首都圏と本市を結ぶ JR 常磐線と、栃木方面を結ぶ JR 水戸線が走っており、市内に 6つの駅を有しています。



③ 沿革

本市域は、笠間地区では、明治 22 年 4 月施行の市政町村制により、笠間町、北山内村、南山内村、大池田村、西山内村が誕生し、昭和 30 年には、大池田村、北山内村、南山内村が笠間町と合併して笠間町となり、同 31 年に広谷村を編入し、同 33 年に笠間町と稲田町が合併し、市制を施行して笠間市となりました。旧笠間市では、歴史を生かした観光産業をはじめ、全国でも有数の産地として知られる稲田みかげ石や笠間焼など地場産業による観光・芸術文化のまちとして発展してきました。

友部地区では、明治 22 年に、宍戸町、大原村、北川根村、鯉淵村が誕生し、昭和 30 年に宍戸町、大原村、北川根村が合併するとともに、鯉淵村の一部を編入し友部町となりました。旧友部町では、交通の要衝として通勤・通学の利便性が高いことから、住宅地の開発が進むとともに、県立中央病院をはじめとする医療・福祉施設が充実した福祉のまちとして発展してきました。

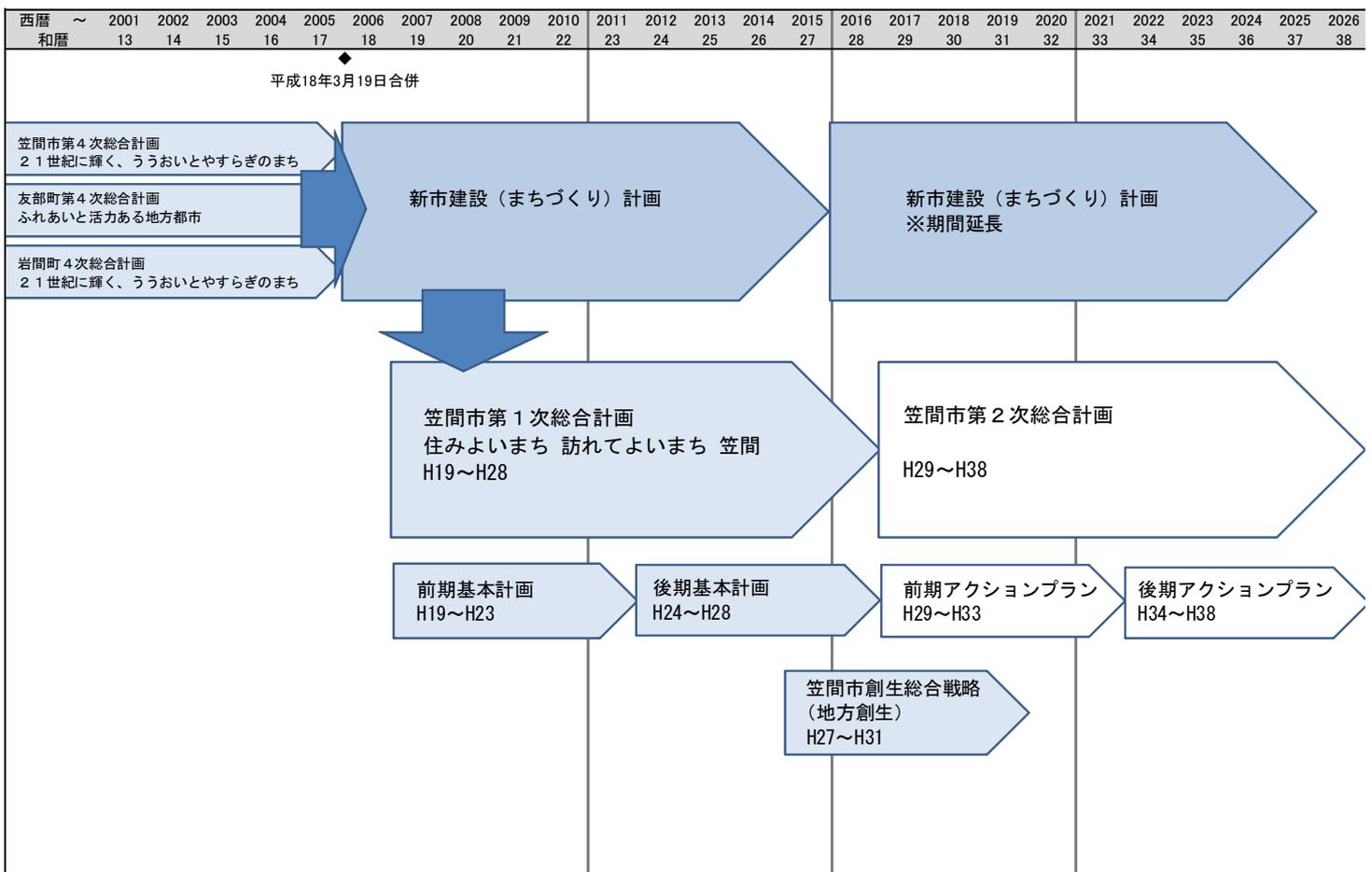
岩間地区では、明治 22 年に、岩間村、南川根村が誕生し、大正 12 年には岩間村が町制を施行し、

岩間町となり、昭和29年に岩間町と南川根村が合併し、岩間町となりました。旧岩間町では、愛宕山に代表される緑豊かな自然環境や歴史的資源、果樹をはじめとする農業、さらには、常磐自動車道岩間インターチェンジ周辺の企業立地など工業のまちとして発展してきました。

平成の大合併により、平成18年3月に1市2町（旧笠間市、旧友部町、旧岩間町）が合併し、新たな「笠間市」が誕生しました。

(2) まちづくりのあゆみ

1市2町の合併に際し、笠間市・友部町・岩間町合併協議会において、これまで進めてきた1市2町のまちづくりの方向性や特性を踏まえた、新市まちづくりのマスタープランとなる新市建設計画（まちづくり計画）を策定しました。平成19年3月には、この計画を引き継ぐ形で、合併後の最初の長期計画となる第1次総合計画を策定し、3地区の均衡ある発展を目指すとともに、「住みよいまち 訪れてよいまち かさま～みんなで創る文化交流都市～」を将来像に、様々な課題に対し取り組んできました。この間、リーマンショックや東日本大震災の発生など社会経済情勢を揺るがす大きな出来事がありました。平成28年3月に合併から10年となる節目を迎え、さらなる一体感の醸成と地域の発展に向けて歩み出しています。



(3) 時代の潮流

① 人口減少・少子・高齢化時代の到来

我が国はこれから、これまでの歴史を振り返っても類を見ない水準の人口減少を経験することになるとされています。人口減少・少子・高齢化の本格化は、需要の減少や労働力の減少、経済成長の低下、社会保障費の増加、さらには地域の担い手の減少など地域社会に様々な影響を与えることが予測されています。

このような中で、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」「東京一極集中の歯止め」「地域の特性に即した地域課題の解決」を基本とした地方創生への取り組みが国と地方において一体的に進められています。また、人口減少と人口構造の変化を適切に見据えた人口減少時代のまちづくりが求められています。

② 価値観の変化とライフスタイルの多様化

近年、国民の価値観は、「物質的豊かさ」から「心の豊かさ」、「選べる豊かさ」、「よりよく生きる」こと、「いい時間を過ごす」ことへと重きが置かれるようになり、これに伴って家族や世帯のあり方、人と人とのつながりが変化しています。価値観の多様化や、人間関係の変化は、地域社会におけるコミュニティ機能の低下の一要因ともなっています。また、人々のライフスタイルも多様化しており、都市型の生活スタイルの広がりによって、伝統的な地域社会とのつながりの希薄化などを招いていますが、他方では、災害に関係したボランティア活動への参加など、社会貢献に対する意識が高まっています。

今後は、ライフイベントの時期や内容が慣習的に定まっていた社会から転換し、「自らの価値観によって、多様なライフスタイルの選択が可能な社会」の構築が重要となってきます。

③ 安心・安全意識の高まり

東日本大震災は、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害となり、防災対策の重要性が改めて浮き彫りになりました。さらに、集中豪雨や土砂災害など、大規模な自然災害への対応も強く求められています。

犯罪も凶悪、複雑化し、特殊詐欺や児童虐待、ストーカー犯罪なども増加しており、自身や身近な人に迫る犯罪の発生抑止につながる取り組みが求められています。

また、医師不足など、地域医療が抱えている問題や、感染症の脅威、高齢化の進展に伴う介護福祉サービスに対する関心の高まりに加え、食品の安全性の問題などから、安心・安全に暮らせる生活環境に対する意識が高まっています。

雇用の面では、特に若い世代において非正規雇用が拡大しており、こうした不安定な雇用や低賃金といった問題から、所得格差の拡大や生活不安の要因になるとともに、晩婚化や未婚化、出生率の低下にも影響を及ぼしています。

このようなことから、災害予防・対策の強化、治安の確保、医療・福祉の充実、雇用環境の改善等に積極的に取り組んでいく必要があります。

④ グローバル社会の進展

国境を越えた経済活動の活発化や市場の拡大が進む中、高速交通機関や情報通信網の発達により、日本と外国との時間的距離が短縮され、人、物、情報が世界を自由に行き交い、社会、経済、文化などのグローバル化が急速に進展しています。

一方、自治体、民間団体などでの国際交流が拡大し、海外の情報を瞬時に取得できるなど、国際化は地域レベルでも日常的なものとなってきました。

グローバル化の進展に伴い、世界で活躍できる人材の育成に取り組んでいくことが求められています。

⑤ 地球環境問題の顕在化と循環型社会

地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の損失等の世界規模の環境問題が深刻化しており、さらに、異常気象による災害の激甚化や渇水被害のほか、超小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染など、新たな環境問題も生じています。

低炭素社会の構築も進められ、また、自然環境との共生や、東日本大震災を契機としてエネルギー施策が大きく見直されるとともに、再生可能エネルギーの導入が加速しています。

このような中で、良好な地球環境を次代へと継承していくためには、地球環境への負荷低減に向けた取り組みを持続していくことが必要となっています。

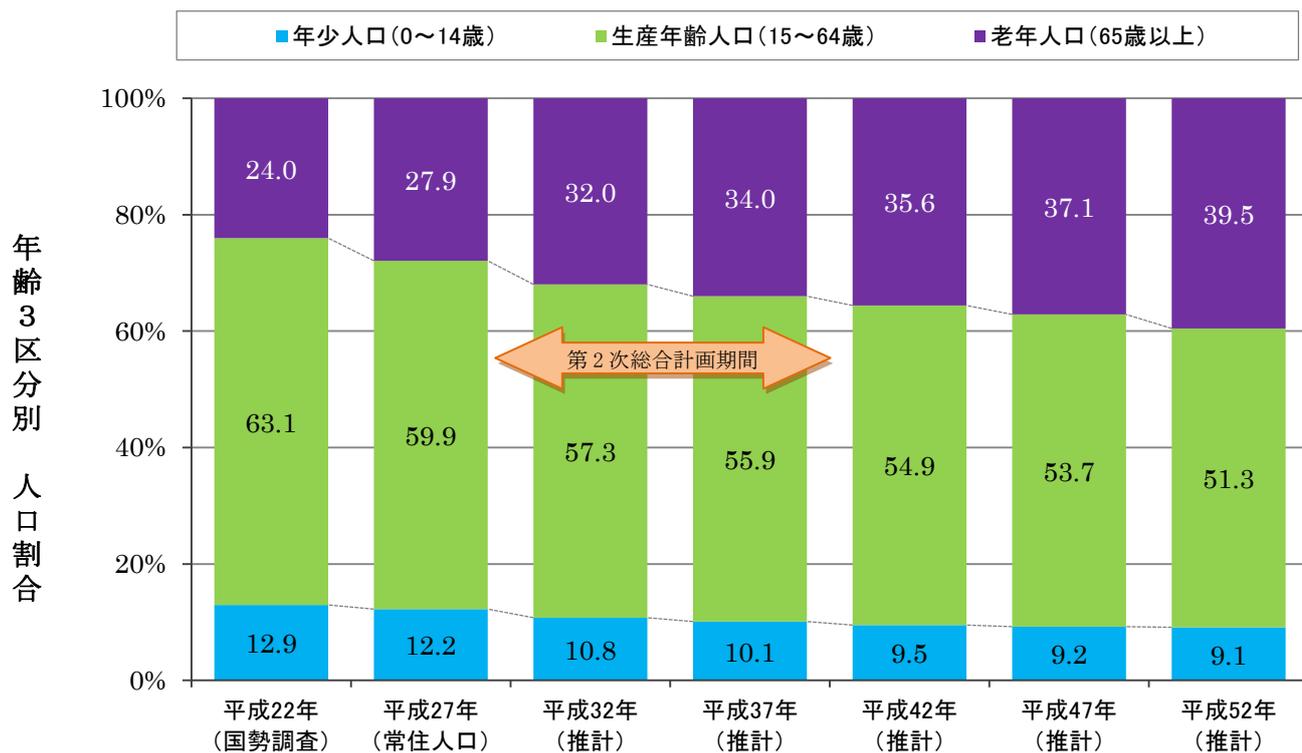
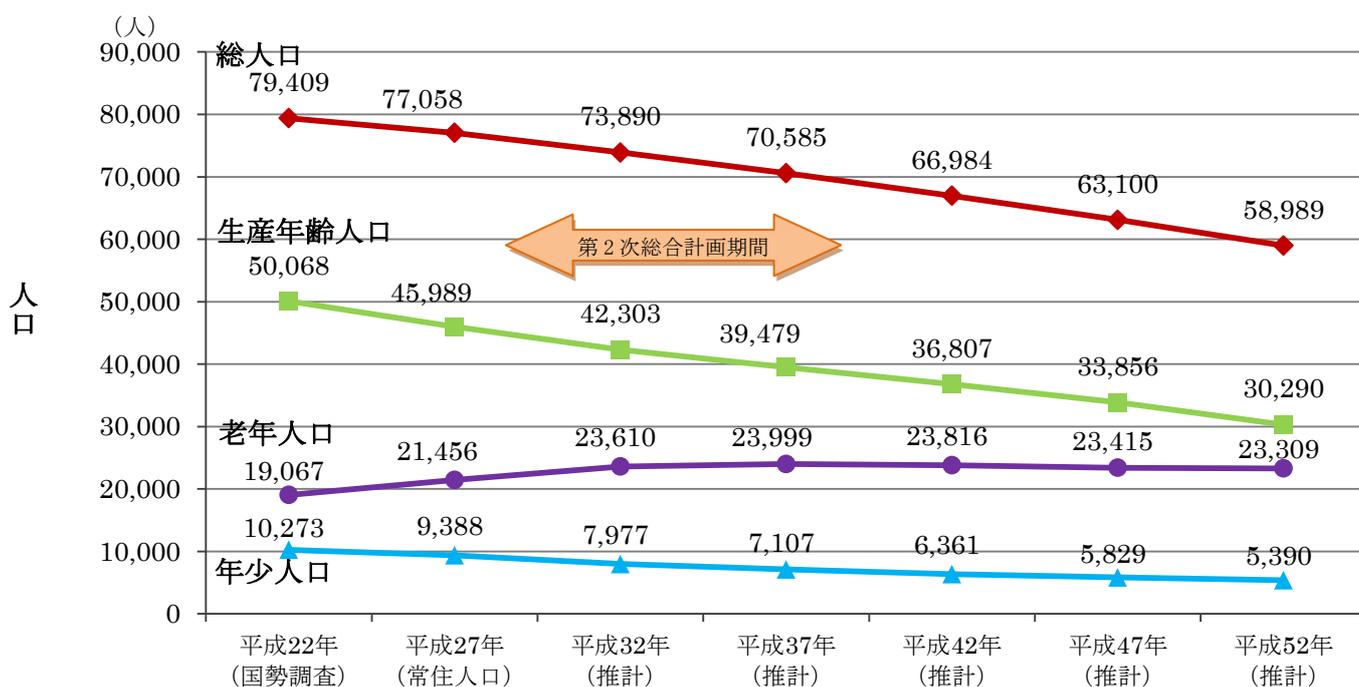
⑥ 情報通信技術の革新と高度情報化の進展

近年の劇的な科学技術・ICT(情報通信技術)の進歩やIoT(モノのインターネット)の普及により、産業の生産性が高まるとともに、生活の利便性が向上しています。これらの技術革新は、地域経済の成長や地域課題解決の手段として、医療・福祉・介護・教育・防災・交通など様々な分野において果たす役割が一層強まっていくことが見込まれることから、その成果を地域社会全体で活用できる仕組みを構築していくことが求められています。

一方で、スマートフォンやタブレット端末の普及によりソーシャルメディア、クラウドサービス等の利用が拡大し、新たな犯罪の脅威が表面化しています。こうした社会システムの変容が進む中、情報弱者の支援や、個人情報保護を含めた情報セキュリティの確保などの取り組みが必要となっています。

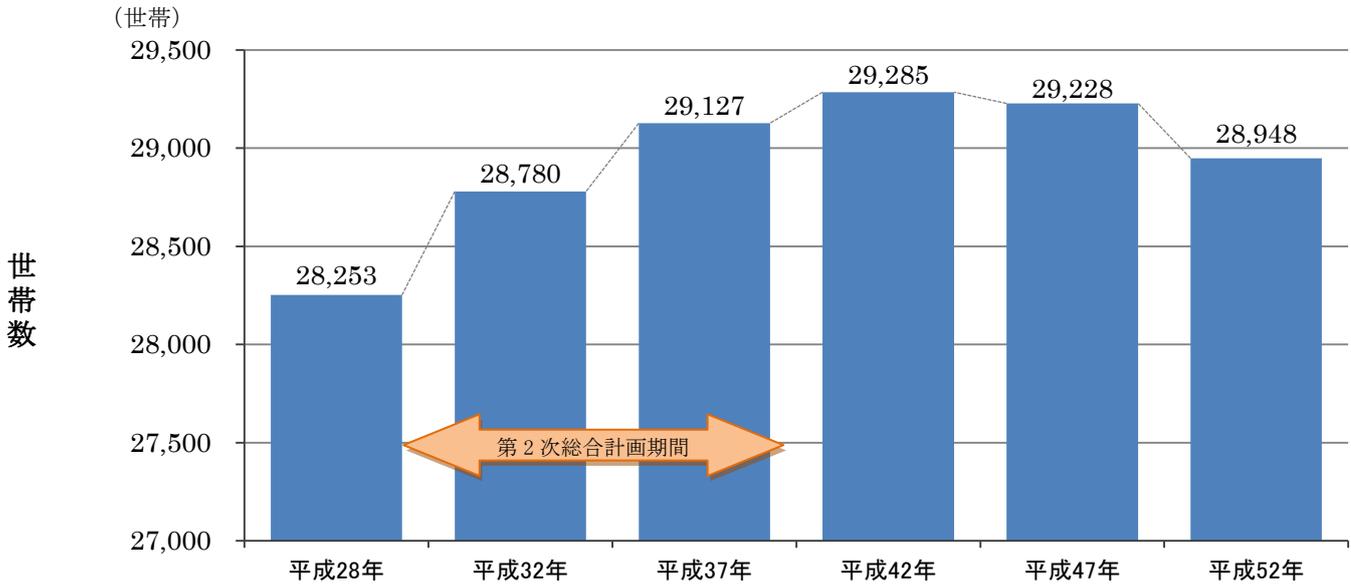
(4) 本市の人口の将来予測

国立社会保障人口問題研究所の推計結果によると、本市の人口は、一貫して減少することが予測されており、概ね、第2次総合計画の最終年となる平成37年では、70,585人になると予測されています。また、年齢3層区分別で見ると、年少人口は減少傾向となっており、平成37年では7,107人、総人口に占める割合は10.1%となっています。また、生産年齢人口も同様に減少傾向となっており、平成37年では、39,479人、総人口占める割合は55.9%となっています。さらに、老年人口については、一貫して増加傾向となっており、平成37年では23,999人、総人口に占める割合は34.0%となっています。人口減少、少子高齢化、人口構造の変化は、様々な分野において影響を及ぼすと考えられます。



(国立人口・社会問題研究所 平成25年3月推計)

本市の世帯数は、人口の減少に対し、増加傾向が続くと予測されており、平成 37 年では、平成 28 年と比較して 874 世帯の増加見込まれています。



※本推計では、社人研により算出した将来人口に、笠間市における過去の 10 年間の趨勢をもとに指数近似により推計した将来の世帯主率（人口に占める世帯主数の割合）を乗じることで、将来の世帯数を算出している。

世帯数（＝世帯主数）＝人口/世帯主率

将来の世帯主率は、過去 10 年間（平成 18 年～平成 27 年）の世帯主率をもとに指数近似により推計している。

（５）市民意識の動向

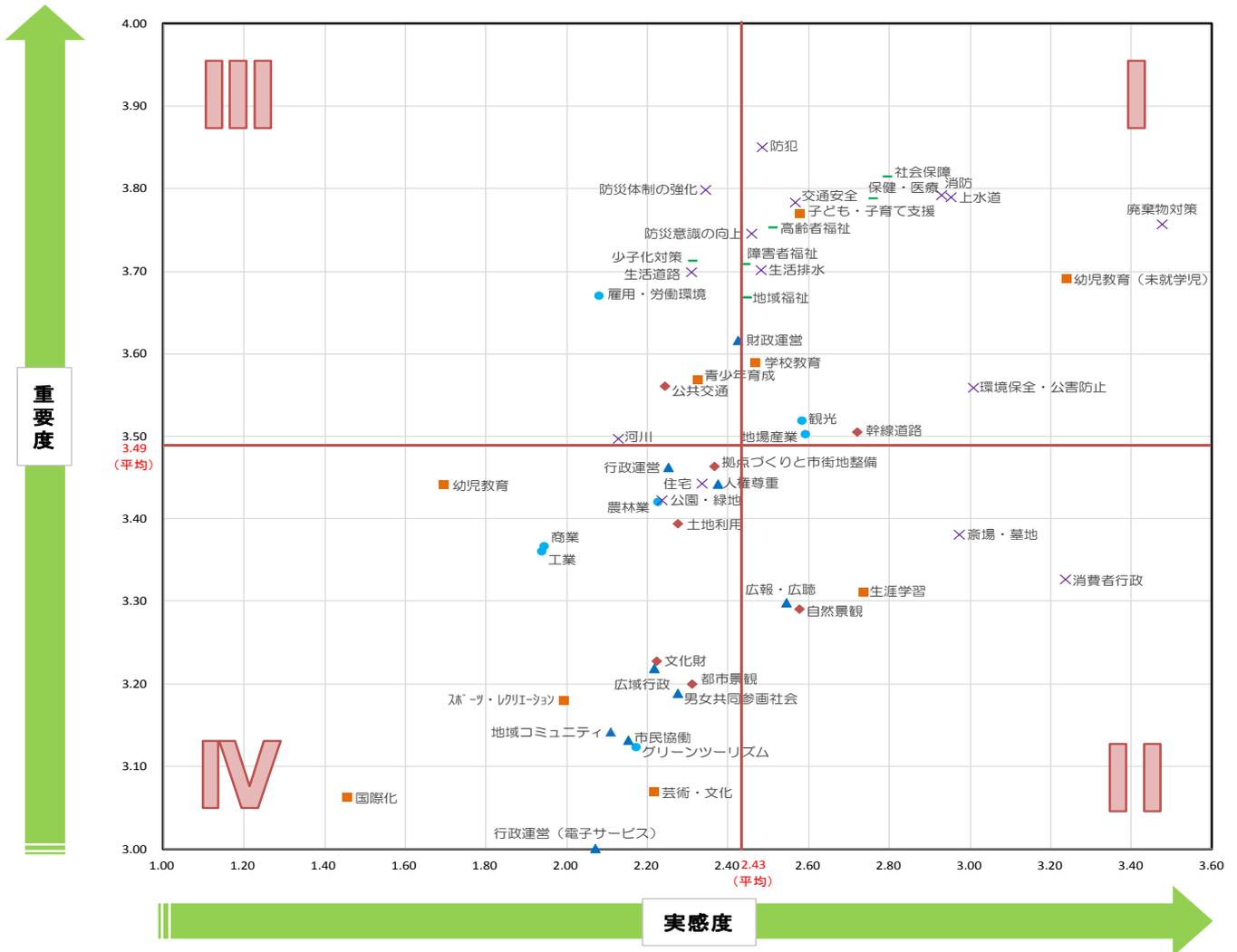
第 2 次総合計画における政策や施策の方向性を定めるため、近年の市民意識の動向として、平成 27 年度の市民実感調査結果から「施策の重要度の加重平均値」を縦軸に、「市民の施策に対する実感度の加重平均値」を横軸とした散布図を作成し、各々の指標の平均値から目安として 4 つの領域に分類し、市民の施策に対する期待（求め）を把握した。

なお、実感度や満足度が低い施策であっても、安定した市民生活を確保するうえで、引き続き取り組む必要がある施策や他の施策と連動して進めるべき施策もあります。

<平成 27 年度市民実感調査の概要>

- 調査地域：笠間市全域
- 調査対象：18 歳以上市民
- 抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出
- 対象者数：1,200 人
- 調査時期：平成 28 年 2 月
- 回収率：40.67%（488 人／1,200 人）
- 性別構成比：男性：42.21%、女性：46.31%

<重要度と実感度による散布図>



【加重平均の算出方法】

実感度については、「感じている」は4点、「やや感じている」は3点、「あまり感じていない」は2点、「感じていない」は1点と重みをつけ、回答数を乗じて合計したものを、有効回答数で除したものです。
また、重要度についても、「高い」を4点、「やや高い」を3点、「やや低い」を2点、「低い」を1点と重みをつけ、回答数を乗じて合計したものを、有効回答数で除したものです。

<市民の施策に対する期待>

- 領域Ⅰ（重要度が高く、実感度も高い領域） 施策の充実、又は維持が求められている領域
防犯／社会保障／消防／上水道／保健・医療／交通安全／子ども・子育て支援／高齢者福祉／障害者福祉／生活排水／地域福祉／学校教／観光／地場産業／幹線道路／環境保全・公害防止／幼児教育／廃棄物対策
- 領域Ⅱ（重要度が低く、実感度が高い領域） 施策の維持が求められている領域
広報・広聴／自然環境／生涯学習／墓地・斎場／消費者行政
- 領域Ⅲ（重要度が高く、実感度が低い領域） 施策の充実が求められている領域
防災／少子化対策／生活道路／雇用・労働環境／青少年育成／公共交通／河川
- 領域Ⅳ（重要度が低く実感度も低い領域） 施策の構成や方向性を検討すべき領域
行政運営／拠点づくりと市街地整備／住宅／人権尊重／公園・緑地／農林業／土地利用／文化財／広域行政／都市景観／男女共同参画社会／商業／工業／幼児教育／市民協働／グリーンツーリズム／芸術・文化／行政運営（電子サービス）／地域コミュニティ／スポーツ・レクリエーション／国際化

(6) 現状と課題

①生活環境に関する現状と課題

人口減少、少子高齢化の進展は、市民の生活環境に大きな影響を及ぼします。

市街地においては、低密度化が進み、空き家・空き地・空き店舗などが増加することは、市街地の活力の低下を招くとともに、防犯・防災上の危険性が増す要因ともなります。既存ストックの有効活用はもちろんのこと、市の核となる拠点市街地の強化など、市街地としての機能と魅力を高めるとともに、新たな交流を支える道路整備や、安心・安全な道路環境を構築するための危険・狭隘箇所、混雑箇所の解消などが必要となります。また、市民の移動を支える持続可能な公共交通体系を確立していくことが求められています。さらに、快適な市民生活や活発な産業活動を支え、良好な自然環境を保全・形成するうえで、水の安定供給や生活排水の適正な処理は必要不可欠なものであり、施設の老朽化対策と安定的な事業経営が求められています。

さらに、東日本大震災の発生により、防災対策の重要性が改めて認識されるとともに、集中豪雨の頻発化や土砂災害の発生などを背景に、市民の安全・安心意識が高まっています。また、凶悪、複雑化する犯罪や将来高齢者を中心とする悪質商法やニセ電話詐欺など、自身や身近な人に迫る犯罪に対して、不安感が高まっています。生涯を通じて、市民が安心・安全に暮らすことができる生活環境の形成が求められています。また、世界規模の環境問題が深刻化する中で、本市の豊かで美しい自然環境を後世に継承し、快適で暮らしや環境を構築していく必要があります。

②教育・文化に関する現状と課題

教育を取り巻く環境変化を踏まえながら、本市の教育方針である役に立つひとづくり、郷土を愛する人づくり、心身ともに健康なひとづくり基本に、本市の未来を担う子どもたちの豊かな心・確かな学力・健やかな体を育成していく必要があります。また、グローバル化が急速に進展する中で、国際社会で通用・活躍する人材を育成するためには、コミュニケーションのツールとなる英語をはじめとした外国語の能力向上が重要となってきます。さらに、子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められており、地域の実情を踏まえながら、子どもたちの発達の段階にふさわしいキャリア教育を推進していく必要があります。

貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることがないように、将来社会を支える積極的な人材育成として、必要な環境整備と教育の機会均等を図るなど子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要となっています。

青少年の凶悪犯罪や、いじめ、不登校など、青少年を巡る様々な問題の背景として、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。地域や家庭の教育力を向上させるための取組を実施するとともに、学校と地域・家庭が連携を深めていく必要があります。

凶悪、複雑化する犯罪が増加する中で、学校や通学路における事件も大きな問題のひとつとなっています。このような事件の発生を防止し、安心・安全な環境を整え、子どもを犯罪の被害から守るためには、危機管理意識の向上や地域全体で子どもの安全を見守る体制の強化などが必要となってきています。

生涯学習においては、高齢社会を迎え、医療費や社会保障費の増大、地域社会の活力の低下、単身老人世帯の増加に伴う高齢者の孤立等の問題が顕在化しつつある中で、生きがいの創出や健康維持、介護予防の観点から、健康で生きがいのある生活、社会参画による地域との関わりなど人生の

様々なステージに応じて、継続的に学ぶことが必要となっています。

本市の魅力のひとつとなっている歴史・芸術・文化を、後世に残すとともに、幼少期からの郷土愛を醸成する取り組みが必要となっています。また、市民の心の豊かさや生活の質向上に向けて、優れた芸術・文化にふれあい、学ぶ機会を創出することが求められています。

スポーツは、生涯にわたり、心身ともに健康で文化的な生活を送るうえで、不可欠なものとなっています。そのため、幼少期から少年期にかけての家康や学校、地域における運動、スポーツ活動の充実やライフステージに応じた多様なスポーツ機会の拡充に取り組みます。

2019年には「いきいき茨城ゆめ国体」、2020年には「東京オリンピック・パラリンピック」が開催されることによる地域への波及効果が期待されています。これらを契機とし、市民のスポーツ意識の高揚を図っていく必要があります。

③健康・福祉に関する現状と課題

少子化の進行や家族形態の変化等の環境の変化に対応し、市民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、結婚、妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援など安心して子どもを生み育てることができる環境の構築が求められています。また、子ども虐待の防止や、ひとり親家庭への就業・生活・経済支援、発達に支援が必要な子どもへの対応の強化も求められています。

高齢化が進展することで、要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれています。住み慣れた地域で、安心・安全に自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

また、ライフスタイルの変化に伴って、がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病は近年増加傾向にあり若年層にまで及んでいます。運動習慣や食生活など毎日の生活習慣を見直すなど若い世代からの生活習慣病予防や健康づくりが必要となります。

さらに、高齢化の進展により社会保障費がさらに増大することが予測されています。健康寿命延伸に向けて、介護予防や生活習慣病予防、がんの早期発見により抑制を図っていく必要があります。

価値観やライフスタイルの多様化により、地域コミュニティの希薄化による、地域の支え合いの機能が低下しており、高齢化が進展することで、地域福祉の担い手不足が懸念されています。市内で活動する福祉活動団体への支援と連携によるサービス支援体制の充実を図っていくことが求められています。

④産業に関する現状と課題

本市の産業は、農林業、商業、工業、窯業、石材業、観光業などが営まれています。人口減少・少子・高齢化の本格化、さらに進展することで、需要の減少や急激な労働力減少、経済成長の低下など、地域経済に大きな影響を与えるとされています。将来にわたり、地域が成長し続けていくためには、活力ある産業を創出し、地域の経済活性化に向けて取り組んでいく必要があります。

農林業では、人口減少、少子高齢化が進むことで、農業後継者不足や耕作放棄地がさらに進むものと予測されており、担い手の確保や育成、農地集積をさらに促進していく必要があります。また地場農産品のブランド化をさらに推進するとともに、国内外に対する販路拡大に向けた取り組みが必要となっています。

本市の地理的優位性を生かし、既存の工業団地や大規模公有地への積極的な企業誘致を図るとと

もに、中核を担う中小企業への育成・支援が必要となっています。また、働き方が多様化、多世代化し、働き方改革の機運が高まる中で、雇用のマッチングや地域課題解決に資するコミュニティビジネス創出、創業支援や、女性・高齢者の就業による活躍も期待されています。

観光では、本市の魅力ある観光資源を活用した通年型や滞在交流型観光も推進していく必要があります。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、その経済波及効果や雇用を誘発すると期待されています。また、参加国との人的・経済的・文化的交流の拡大や訪日外国人旅行者の増加も見込まれるところであり、本市においてもこの機会を生かした観光振興策を展開していく必要があります。

⑤地域経営に関する現状と課題

人口減少・少子高齢化の本格化、さらに進展する中で、将来にわたり持続、発展する笠間市を創っていくためには、市民と行政が共通認識のもと、一体となって、まちづくりのあらゆる分野において、取り組んでいく必要があります。

市民一人ひとりが個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が不可欠であり、特に、女性が社会のあらゆる分野で活躍できるよう、男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境の整備が求められています。

地域コミュニティは、地域の環境美化・保全、防犯・防災、伝統行事の継承・保存など様々な面で、市民生活を相互に支え合うとともに、これを通じた地域での交流を生み出しています。人口減少・少子高齢化がさらに進展することで、コミュニティ自体の持続可能性が危ぶまれていることから、維持・活性化に向けた取り組みが求められています。

広報・広聴において、市政に対する市民の理解と信頼を得ていくためには、市の施策の対象や目的、課題、効果などについてよりわかりやすい方法や表現で情報提供し、市民に対しての説明責任を果たしていく必要があります。また、自治体間競争が激化する中で、市の魅力を市外へ発信するなど「シティプロモーション」に取り組んでいくなど戦略性を高めていく必要があります。

自治体間の広域連携については、人口減少に伴う行政サービスの維持、サービス水準の確保などが求められている中で、広域的な連携の仕組みを活用した、地域間連携による定住に必要な生活機能の確保・充実を図っていく必要があります。

人口構造の変化や情報通信技術の進展など、社会経済情勢の変化を背景に多様化する市民ニーズに的確に対応できる、戦略性の高い組織機構の見直しや人材育成が求められています。

生産年齢人口の減少による市歳入の減収、さらには増大する社会保障関連経費などが、本市財政事情を厳しくする恐れがあります。持続可能な行政サービスを進めていくため、市税等の自主財源の確保を図り、依存財源に大きく頼らない財政運営を進めるとともに、行財政改革の推進により行政コストの抑制を図るとともに、市民サービスの質の向上につなげていく必要があります。

公共施設の老朽化に伴う更新経費の増大が見込まれる中で、公共建築物の総量削減や再編・最適化といった取り組みが必要となるとともに、既存ストックの有効活用も求められています。

2 まちづくりの方向性

(1) 基本的な考え方

人口減少・少子高齢化が時代においても、本市の特性を生かし地域力を高め、将来にわたり持続・発展し続けられる「笠間市」を創るため、本市で暮らし、営み、働く方々と連携し、一体となって、計画的なまちづくりを進めていきます。

また、計画の推進あたっては、「笠間市創生総合戦略」を計画の重点課題（プロジェクト）として位置づけ、「人口減少抑制」と「地域経済活性化」に向けて積極的に取り組んでいきます。さらに、健康・医療・福祉・介護、教育、防災・防犯、都市基盤などの施策について計画的、かつ、効果的・効率的に展開できる行財基盤の確立を目指すなどあらゆる分野の取り組みを着実に進めていきます。

(2) 基本方針

本市の将来人口予測を直視し、本市の特性、市民の期待、本市の現状と課題を踏まえ、「人口減少時代の新たな挑戦」として、3つの基本方針を定め、これから10年のまちづくりを進めていきます。

〔基本方針1〕 暮らしやすいまち

乳幼児期から高年期まで、生涯にわたり、健康で安心・安全で暮らし続けられるよう、健康・医療・福祉・介護の充実、教育環境の向上、社会インフラをはじめとする公共施設の老朽化対策、さらには、防災・防犯体制の強化など、市民を取り巻く生活環境を整えるなど、「暮らしやすい快適なまち」を目指します。

〔基本方針2〕 営み・働きやすいまち

地域で営む方々が自立し、将来にわたり、成長・発展し続けられるよう、既存産業の育成・支援や新たな企業の立地促進、創業支援など地域に好循環をもたらす取り組みを進めるとともに、女性や高齢者の活躍の推進も含めた雇用の創出を図るなど、「営み、働きやすい活力あるまち」を目指します。

〔基本方針3〕 訪れたいまち

世界に誇れる、歴史と風土に育まれた芸術・文化・自然を認識し、将来に継承するとともに、さらに磨きをかけて、戦略的な情報発信を展開することで、観光・移住・定住による地域に交流人口の拡大をもたらすなど「訪れたい魅力あるまち」を目指します。